

## 消防本部の事務分掌

総務課	
総務係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 組織に関する事。</li> <li>(2) 職員の任免、賞罰、服務その他身分に関する事。</li> <li>(3) 公印の保管に関する事。</li> <li>(4) 公文書の收受、発送、整理及び保存に関する事。</li> <li>(5) 条例、規則、規程、告示等に関する事。</li> <li>(6) 職員の研修に関する事。</li> <li>(7) 職員の福利厚生に関する事。</li> <li>(8) 職員の公務災害に関する事。</li> <li>(9) 職員の安全衛生委員会及び職員委員会に関する事。</li> <li>(10) 職員の表彰に関する事。</li> <li>(11) 議案及び議会に関する事。</li> <li>(12) 予算編成及び予算執行に関する事。</li> <li>(13) 職員の給与及び旅費に関する事。</li> <li>(14) 物品の調達及び検収に関する事。</li> <li>(15) 被服等の貸与に関する事。</li> <li>(16) 消防団に関する事。</li> <li>(17) 所管に属する建物及び附属施設の保守管理に関する事。</li> <li>(18) その他他の課に属さない備品管理に関する事。</li> <li>(19) その他他の課に属さない事。</li> </ul>
予防課	
予防係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 防火思想の普及広報に関する事。</li> <li>(2) 火災予防査察に関する事。</li> <li>(3) 火災の原因調査及び損害調査に関する事。</li> <li>(4) 防火管理者講習及び指導に関する事。</li> <li>(5) 火災の罹災証明に関する事。</li> <li>(6) 火災予防条例に関する事。</li> <li>(7) 幼少年婦人防火委員会及び火災予防組合に関する事。</li> <li>(8) 建築確認の同意に関する事。</li> <li>(9) 防火対象物の使用届及び消防用設備検査の指導に関する事。</li> <li>(10) その他予防全般に関する事。</li> </ul>
危険物係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 危険物施設等の許認可及び検査指導に関する事。</li> <li>(2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等に係る意見書に関する事。</li> <li>(3) 指定可燃物に関する事。</li> <li>(4) その他危険物全般に関する事。</li> </ul>
警防課	
警防係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 水火災その他の災害の警戒及び防ぎよに関する事。</li> <li>(2) 警防計画に関する事。</li> </ul>

## 消防本部の事務分掌

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(3) 消防力の整備指針に関する事。</li> <li>(4) 自衛消防隊の育成指導に関する事。</li> <li>(5) 警防に係る統計及び消防年報作成に関する事。</li> <li>(6) 車両の安全運行管理に関する事。</li> <li>(7) 消防施設整備に関する事。</li> <li>(8) 消防水利施設の調査、同意及び管理に関する事。</li> <li>(9) 消防機械器具の維持管理に関する事。</li> <li>(10) 消防機械の燃料及び機械部品の出納管理に関する事。</li> <li>(11) その他警防に関する事。</li> </ul>
救助係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 救助業務に関する事。</li> <li>(2) 救助資機材の保守管理に関する事。</li> <li>(3) 救助技術の養成及び指導に関する事。</li> <li>(4) 緊急消防援助隊に関する事。</li> <li>(5) 諸訓練の安全管理に関する事。</li> <li>(6) 機械器具の操作及び指導に関する事。</li> <li>(7) その他救助に関する事。</li> </ul>
救急課	
救急係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 救急業務の管理及び計画に関する事。</li> <li>(2) 救急備品及び消耗品の出納管理に関する事。</li> <li>(3) 救急技術の指導、訓練及び教育に関する事。</li> <li>(4) 応急手当普及啓発に関する事。</li> <li>(5) 救急の搬送証明に関する事。</li> <li>(6) 救急医療機関との連絡調整に関する事。</li> <li>(7) 救急統計及び報告に関する事。</li> <li>(8) メディカルコントロール体制に関する事。</li> <li>(9) その他救急全般に関する事。</li> </ul>
情報指令課	
情報指令係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 各種災害の通報の受信及び出動指令に関する事。</li> <li>(2) 通信指令施設の運用及び維持管理に関する事。</li> <li>(3) 無線通信事務に関する事。</li> <li>(4) 災害の情報収集に関する事。</li> <li>(5) 火災警報及び気象情報に関する事。</li> </ul>
消防署	
庶務係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 文書の收受、発送、整理及び保存に関する事。</li> <li>(2) 署員の教養訓練及び服務規律に関する事。</li> <li>(3) 署員の福利厚生及び衛生管理に関する事。</li> <li>(4) 庁舎及び附属施設の保守管理並びに備品の管理に関する事。</li> <li>(5) その他他の担当に属さない事。</li> </ul>
予防係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 火災予防及び査察に関する事。</li> </ul>

## 消防本部の事務分掌

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(2)火災の原因調査に関すること。</li> <li>(3)危険物に関すること。</li> <li>(4)消防用設備等の検査及び維持管理の指導に関すること。</li> <li>(5)火災予防組合の指導に関すること。</li> <li>(6)その他予防に関すること。</li> </ul>
警防係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 消防水利の維持管理に関すること。</li> <li>(2) 消防資機材の維持管理及び操作技術の指導に関すること。</li> <li>(3) 自衛消防隊の指導育成及び警備警戒に関すること。</li> <li>(4) 消防統計に関すること。</li> <li>(5) 車両の安全運転管理に関すること。</li> <li>(6) 機械器具の維持管理及び操作技術の指導に関すること。</li> <li>(7) その他警防に関すること。</li> </ul>
救急係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 救急業務に関すること。</li> <li>(2) 救急隊の訓練に関すること。</li> <li>(3) 救急資機材の維持管理に関すること。</li> </ul>
救助係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 救助業務に関すること。</li> <li>(2) 救助隊の訓練に関すること。</li> <li>(3) 救助資機材の維持管理に関すること。</li> </ul>
分署	
庶務係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)文書の收受、発送、整理及び保存に関すること。</li> <li>(2)庁舎及び附属施設の保守管理並びに備品の管理に関すること。</li> <li>(3)その他庶務に関すること。</li> </ul>
予防係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)火災予防並びに査察に関すること。</li> <li>(2)火災の原因調査に関すること。</li> <li>(3)危険物に関すること。</li> <li>(4)消防用設備等の検査及び維持管理の指導に関すること。</li> <li>(5)火災予防組合の指導に関すること。</li> <li>(6)その他予防に関すること。</li> </ul>
警防係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 消防水利の維持管理に関すること。</li> <li>(2) 消防資機材の整備保管に関すること。</li> <li>(3) 諸警備及び警戒に関すること。</li> <li>(4) 自衛消防隊の指導育成に関すること。</li> <li>(5) 救助業務に関すること。</li> <li>(6) 救助隊の訓練に関すること。</li> <li>(7) 機械器具の維持管理及び操作技術の指導に関すること。</li> <li>(8) その他警防に関すること。</li> </ul>
救急係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)救急救助業務に関すること。</li> <li>(2)救急隊及び救助隊の訓練に関すること。</li> <li>(3)救急資機材の維持管理に関すること。</li> </ul>

## 消防本部の事務分掌

	(4)その他救急に関すること。
--	-----------------